

学校法人熊本学園は、「全学一家」という建学の精神のもと、すべての構成員一人ひとりの人権が尊重され、互いの信頼のもとで各人の個性や能力を最大限に発揮することができるように、健全で快適な修学とともに教育・研究や就労環境の確保・維持が重要であると考えています。ハラスメント行為は、被害者に精神的・身体的な苦痛を与えるばかりでなく、修学、教育・研究、職場環境を著しく悪化させるもので、決して許されるものではありません。何がハラスメントに当たるのかは時代によって変化していきますが、すべての構成員一人ひとりが常に最新の知識を修得し、ハラスメントの撲滅に努めなければなりません。教職員、さらには学生等も含めた全構成員に対し、改めて法人として、ハラスメントはあってはならないという姿勢を示すことで、ハラスメントを予防し、ストレスのない職場環境、教職員相互並びに教職員と学生等の円満な人間関係の樹立に努めていきたいと考えています。ハラスメントの撲滅に向けて、全構成員は自覚ある言動と行動を心がけてください。

今後、ハラスメントとみなされる行為が発生した場合には、厳正に対処いたします。学校法人熊本学園は、ハラスメントの啓発とともに徹底的な防止に取り組み、ハラスメントのない法人にしていくことを、ここに宣言いたします。

相談体制

相談は、面談だけでなく、手紙・電話・電子メール等でも受け付けます

相談者やその関係者の名誉やプライバシーを尊重し秘密は厳守しますので、安心して相談してください!

相談員は、相談者が、相談をした行為がハラスメントにあたるかどうかの理解を助けるとともに、今後取るべき方法について必要な相談に応じます。また、必要な場合はカウンセリングなどの手配もします。

なお、相談は、大学のなんでも相談室、付属高校・付属中学校の保健室でも受け付けます。

調整、調停、調査処分等の申立て

相談内容は公開されません!

相談者は、ハラスメントの被害について申立てをすることができます。申立てをする場合、調整、調停及び調査処分等のいずれか決めてください。相談員は、必要な相談援助を行います。相談内容は公開されませんので安心して相談できます。

申立て手続の詳細は、大学及び付属高校・付属中学校のホームページにて公表

不利益になることはありません!

ハラスメントに関する相談、調整、調停、調査処分等の申立て及び調査への協力その他のハラスメントの防止に関して正当な対応をした者に対して、不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。

相談員窓口一覧

●相談員については、下記QRコードかURLから閲覧できます。



※学内ネットワークに接続時のみ閲覧が可能です。
※所属に関わらず、いずれの相談員にも相談できます。

URL: <https://www.kumagaku.ac.jp/secure/harassment/madoguchi.pdf>

●大学代表/096-364-5161 高校代表/096-371-2551 幼稚園代表/096-371-5541

その他の窓口

●大学:学生総合支援センター内 なんでも相談室/096-364-7183

●付属高校・中学校:保健室/096-371-2551(高校代表)

あなたの心の声を聞かせてください

一人で悩まないで

ハラスメントのないキャンパスへ

ハラスメントとは

ハラスメントは人権侵害です

修学、課外活動、教育・研究及び就労等の場面において行為者の意図に関わらず、相手方の意に反する言動等によって、相手の人格を傷つけ、修学及び就労環境などを悪化させることをいいます。

ハラスメントの種類

ハラスメントの代表的なものとして、以下のものが挙げられます。

セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的言動等によって、相手の人格を傷つけ、修学、課外活動、教育・研究及び就労などの環境を悪化させることをいいます。

1. 対価型

- ・部活動、実習、出張先などで指導を理由に性的関係を要求された
- ・就活時、OBOGや説明会で知り合った社員から執拗に飲みに誘われた

2. 環境型

- ・あいさつ代わりに、いつも肩や背中を触られる
- ・業務用パソコンのデスクトップに卑猥な画像が貼り付けられていた
- ・恋愛経験について執拗に尋ねられた

3. ジェンダー型

- ・女性だからといって、ゼミや研究会などでお茶くみや片付けなどを強要された
- ・男性だからといって、部活のリーダーを強要された
- ・「男のくせに」「女のくせに」と嫌がらせや差別を受けた

アカデミック・ハラスメント

指導的立場にある者が、指導を受ける者に差別を行い、自由で主体的な学習活動や研究活動を阻害し、その人格を侵害することをいいます。

学生や生徒に対し、必要な指導・助言を行わなかったり、勉学や研究を妨げたりすることはもちろん、成績を不当に評価したり、不適切な言動を発したりすることもあてはまります。

例えば…

- ・「放任主義」と言って、必要な指導をしてもらえなかった
- ・論文指導の際、質問に答えられないと「大学やめろ」と言われた
- ・秘密として相談したことを自分と分かるような形で人前で話された
- ・必要以上に時間をかけて講義や指導が行われた

パワー・ハラスメント

教育研究、就業又は学生生活の場において、優越的な関係を背景として、教育研究、就業又は学生生活上必要かつ相当な範囲を超えた言動、指導、処遇を行い、相手方の教育研究環境、就業環境等を悪化させることをいいます。

例えば…

- ・理由もなく、挨拶をしなかったり、質問に答えられなかったりして、存在を無視された
- ・転職のための相談をしたところ、強く拒否され、それ以降厳しくあたられるようになった
- ・職務上のミス、必要以上に長時間または、威圧的に繰り返し人前で罵倒・叱責された。
- ・部やサークルを辞めたいと申し出たが、認められなかった

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為「不利益取扱い」を行ったり、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいいます。

例えば…

- ・上司に産休・育休は認めないと言われた
- ・育児短時間勤務をしていたら、同僚から「あなたが早く帰るせいで、周りは迷惑している」と何度も言われ、精神的苦痛を受けた
- ・男性・女性を問わず労働者の育児休業取得に対して、嫌味を言われた

その他の人権侵害

その他の人権侵害とは、人種、国籍、信条、宗教、性自認、性指向、門地、出身地、年齢、疾病、障害の有無や身体的特徴の属性等に基づく差別的な言動および差別的取扱い等、相手の人格権やその他の人権を侵害する発言や行為をいいます。

例えば…

- ・講義や演習の際、マイノリティの存在を否定したり侮辱するような発言を繰り返された
- ・大学主催の講演会やセミナー等への参加を希望したが、障害があることを理由に断られた
- ・一緒に撮影した写真や個人情報を無断でSNSに公開された
- ・「今受けている企業を辞退すれば、この場で内定を出す」などと他社の内定辞退を強要された

ハラスメントを受けたら…

具体的な記録を残しましょう

「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたのか」等、可能な限り記録を残しましょう。問題解決に役立ちます。

ハラスメントを受けたら、勇気を出して対応しましょう!

ハラスメントを受けたら、相手に対して言葉と態度ではっきりと「自分は望んでいない」こと、「不快である」ことを伝えてください。自分一人では言えないときは周囲の人に助けを求めようことも必要です。

また、あなたが悪いわけではないので、もし相手に「ノー」と言えなくても自分を責める必要はありません。

ハラスメントを受けたときは、一人で悩まずに“相談窓口”へ!

ハラスメントを受けたときは、一人で悩まずに、すぐに相談員に相談してください。

どの相談員でも結構ですので、話しやすい相談員に相談してください。一人で相談に行きにくいときは、親しい友人や保護者などに一緒に行ってもらいましょう。

ハラスメントを目撃したときは、力を貸してあげてください

自分の周囲の人がハラスメントにあつたら、相談窓口を紹介したり、相談員のところへ同行してあげたりしましょう。

